

# 障がい児等療育相談支援事業業務委託企画提案コンペ選定要領

(目的)

第1条 この要領は、障がい児等療育相談支援事業業務を委託する者の決定に当たり、企画提案コンペにより提案のあった企画提案資料の選定方法について、必要な事項を定めるものである。

(選定業務)

第2条 障がい児等療育相談支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、以下の各項により選定業務を行う。

2 提出された各企画提案資料について、別紙「適否評価基準」に基づき適否判定を行う。ただし、提出件数が少数であれば(障害保健福祉圏域等毎)、迅速化のため適否評価を省くことができる。

3 前項の適否判定において「適」とされたもの及び前項ただし書きのものにあつては、更に別紙「選定基準」に基づき優良提案を選定し、見積価格を勘案して最優秀提案を決定する。

(選定委員会)

第3条 委員会は5名以上で構成し、適任者について審査会の審査を経て、担当主務課において選任する。

2 委員会は定数の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は委員の互選により委員長を置き、委員長は会を統括する。

4 審査会委員及び担当主務課職員は、委員定数の過半数を超えて兼ねることはできない。

5 三重県職員内部から委員とする場合は、他部局も含め広い範囲から選考し、職階において相応で適正な評価能力を有する者を選任することに努めるものとする。

6 専門家による選定を行う必要があるものについては、外部からその選定に相応しい専門家を委員として必要数加えることに努めるものとする。

(適否評価及び選定)

第4条 第2条にいう各基準の評価(配点)については、以下の各項により行う。

2 適否評価は、「適・否」2段階の絶対評価で行い、以下の各号により行う。

(1) 「適」とは、基準に示す各項目について、それぞれ委託目的及び条件等に照らし合わせ、担当主務課が採り得る内容を備えているものをいう。

(2) 「否」とは(1)でないものをいうが、具体的には次号による。

(3) 出席委員の判定する各項目の「適」「否」の総数を分母とし、「否」の割合が4分の1を超えるもの又は同一項目について出席の過半数以上の委員が「否」の判定をした企画提案については、不適格なものとし見做し選定対象から除外する。

3 選定は優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階絶対評価で行い、以下の各号により行う。企画内容の5段階の評価については、以下のとおりとする。

評価点数5 優れている

評価点数4 やや優れている

評価点数3 普通

評価点数2 やや劣る

評価点数1 劣る

- 4 専門分野以外の評価（Iに関する見積金額）については、順位に応じて以下の評価点数を与える。  
1位：10点 2位：8点 3位：6点 4位以下：5点
- 5 企画内容の5段階の評価について、評価点数1の評価を受けた提案は失格とする。
- 6 評価事項ごとに評価点の平均点を算出する。  
評価事項（1）「過去の実績も含め、事業成果が期待できる支援体制か。」の平均点に配点ウェイト12点を乗じて配点を算出する。最高得点は5点×12点＝60点となる。  
評価事項（2）「事業成果が期待できる企画内容か。」の平均点に配点ウェイト8点を乗じて評価配点を算出する。最高得点は5点×8点＝40点となる。  
したがって、選定委員会1人あたりの最高得点は60点＋40点＝100点となる。  
出席委員の点数を合算し、評価点数の合計点数を算出する。
- 7 出席委員の平均評価点数を算出し、見積金額による加配点を加え、合計70点以上の提案の中から、最も高い得点を得た企画提案を最優秀提案とし、提案を行った法人を助言者の意見を踏まえて落札候補者として選定する。
- 8 最高得点が複数ある場合は、出席委員の採決により決定する。
- 9 提出された企画提案が1件であった場合は、総合的に判断して、落札候補者とするか否かを決定する。

(その他)

第5条 障害保健福祉圏域等毎に複数の参加者又は新たな参加者がいない場合、プレゼンテーションは行わない。複数の参加者又は新たな参加者があった場合は、必要に応じて圏域内の参加者について行う。

様式 1

(適否評価基準)

**障がい児等療育相談支援事業業務委託  
企画提案コンペ選定にかかる適否評価表**

委員名	印	評価日	平成	年	月	日	集計 確認	印
-----	---	-----	----	---	---	---	----------	---

提案資料	評価項目								
	1 形式・装丁	2 目的の合致	3 手段の現実性	4 所要経費	5 業務遂行能力	6 明瞭性	7 提案性	8 課題の処理	合計
	適	適	適	適	適	適	適	適	
	否	否	否	否	否	否	否	否	
	適	適	適	適	適	適	適	適	
	否	否	否	否	否	否	否	否	
	適	適	適	適	適	適	適	適	
	否	否	否	否	否	否	否	否	
	適	適	適	適	適	適	適	適	
	否	否	否	否	否	否	否	否	
	適	適	適	適	適	適	適	適	
	否	否	否	否	否	否	否	否	

\*適、否のいずれかに○をつけ、合計欄で集計する。

(注意事項)

1. 形式・装丁=提出を求めたものは、全て指示のとおり揃っているものについて「適」とする。
2. 目的の合致=委託目的と、提案内容が合致するものについて「適」とする。
3. 手段の現実性=委託目的を果たすための手段が、現行法規・社会経済・環境等にも十分検討されており現実性が高いと判断されるものについて「適」とする。
4. 所要経費=指示した金額内であるほか、全体として経費の節減が配慮されていると判断されるものについて「適」とする。
5. 業務遂行能力=業者について、種々の資料等から勘案して当該業務を最後まで遂行できる能力があると判断されるものについて「適」とする。
6. 明瞭性=全体的に趣旨のよく理解できるものについて「適」とする。
7. 提案性=全体として提案内容に価値があると判断されるものについて「適」とする。
8. 課題の処理=具体性があるものについて「適」とする。

(選定基準)

**障がい児等療育相談支援事業業務委託  
企画提案コンペ選定にかかる選定表**

委員名	印	選定日	平成	年	月	日	集計確認	印
-----	---	-----	----	---	---	---	------	---

圏域	法人名	評価点合計	最終順位
----	-----	-------	------

**1 企画内容**

(1) 過去の実績も含め、事業成果が期待できる支援体制か。

評価内容	評価点					平均	配点 ウエイト
ア 事業遂行が期待できる相談支援員が配置されているか。 またサポート体制はとれているか。	1	2	3	4	5	÷2	×12点
イ 地域の療育相談及びシステム作りに関する実績は十分か。	1	2	3	4	5		
小 計							

(2) 事業成果が期待できる企画内容か。

評価内容	評価点					平均	配点 ウエイト
ア 地域の療育相談及びシステム作りに関する課題を把握しているか。	1	2	3	4	5	÷4	×8点
イ 地域の療育相談及びシステム作りが向上する計画となっているか。	1	2	3	4	5		
ウ 当該地元自治体、特別支援学校、保育所、療育センターなどと連携をとっての支援体制となっているか。	1	2	3	4	5		
エ ア～ウ以外で事業遂行にあたり期待できる内容があるか。	1	2	3	4	5		
小 計							

**2 I 必須事業における見積金額**

I について上限額以内で効率的かつ妥当な額か。 (1位：10点 2位：8点 3位：6点 4位以下：5点)	順位	／	加配点
---	----	---	-----

(注意事項)

- ・企画内容について評価点5～1の基準で採点する。
- ・平均点は小数点第2位を四捨五入。
- ・各配点は小数点以下切捨て。

評価点5	優れている
評価点4	やや優れている
評価点3	普通
評価点2	やや劣る
評価点1	劣る